

2005年4月12日

法廷における被告人の処遇に関する要望書

日本弁護士連合会
会長 梶谷 剛 殿

日本弁護士連合会市民会議
井手雅春（副議長）
片山善博
清原慶子
土屋美明
高木剛
ダニエル・フット
中川英彦
長谷川真理子
宮本一子（議長）
毛利甚八
吉永みち子

要 望 の 趣 旨

一般の市民が刑事裁判の審理に参加する裁判員制度の実施準備に当たり、裁判員が偏見をもつことなく中立で公正な判断ができる環境を整備するよう、日本弁護士連合会に対し、下記事項を実現するための十分な取り組みをすることを要望します。

記

- 1．被告人が希望する服装や理美容で裁判を受けられるようにする。
- 2．被告人と弁護人の十分なコミュニケーションを保障する観点から、法廷内における被告人の着席位置及び刑務官の配置を再考する。

要 望 の 理 由

1 法廷内の服装及び理美容

現在の刑事裁判においては、身柄を拘束されている被告人は、ジャージなど寝衣のような衣服を着用していることが多く、スーツを着ている場合でも事故防止のためと称してネクタイ、ベルトの使用が許されないケースが大半である。また、足元は逃走防止のためとして、靴下にサンダル履きという姿であり、入廷時には手錠と腰縄が付されている状態である。裁判官、検察官、弁護士の法曹三者が、法服やスーツ姿で裁判に臨んでいることと比べると、被告人だけが社会生活を営んでいる時と著しく異なる服装等を身に付けて裁判に臨むことを余儀なくされている。

また、理美容に関する配慮も不十分である。例えば、頭髪を染めている被告人は、身体拘束の期間が長期化した場合、染毛剤等の利用が許されていないため、頭髪の根元が白く先が黒いという状態になり、本人が望まない姿で出廷することを余儀なくされることになる。さらに被告人の顔に痣や傷がある場合、普段の生活では特殊な化粧品でカバーしているところが、それもかなわない事態になる。

公判廷における被告人の外見は、事実認定者の心理に影響を及ぼす事情であり、一般の市民が参加する裁判員裁判においてはその影響はより大きいものがあると思われる。被告人の服装等に関する現在の慣行について何らの見直しもしないまま裁判員制度を実施した場合、裁判員に対して予断を与え、中立で公正であるべき裁判員の判断に対して好ましくない影響を与えることが懸念される。

日本国憲法第31条は、「何人も法律の定める手続きによらなければ、その生命もしくは自由を奪われ、またはその他の刑罰を科せられない」と規定している。このような憲法の適正手続の保障には、裁判所から有罪の判決を受けるまでは「罪を犯していない者」として取り扱われなければならないという、国際的にも普遍化された概念として確立された「推定無罪」の原則が含まれている。

そのため、法廷内における被告人の外見が裁判員に対して無用な偏見を与えないようにするため、現在の慣行を見直し、可能な限り、被告人が希望する服装や理美容を保障したうえで裁判に臨むことができるように改善するべきである。

2 被告人の着席位置及び刑務官の配置位置

法廷内の被告人の着席位置は、被告人の防御の観点からは非常に重要な問題であり、法廷内で被告人が弁護人と容易にコミュニケーションをとることを可能とする着席位置が確保されなければならない。特に、裁判員制度の実

施に伴い、現在の五月雨式の刑事裁判のあり方が見直され、裁判が連日的に開かれて迅速に進行する場合は、法廷内での被告人と弁護人とのコミュニケーションはより一層重要な意味を持つ。そのため、一部の裁判所で実施されている、被告人が弁護士から離れて着席し、証言台の後方に着席する配置は、被告人と弁護人とのコミュニケーションの確保という観点から改善されるべきである。

また、法廷内で被告人の傍に刑務官を着席させることは、裁判員に対して「被告人は犯罪者である」という予断を与えるのではないかと懸念される。被告人の逃走防止等の観点を強調するあまり、過去の逃走事例等を過大に評価して、被告人の人権と推定無罪原則が軽視されることがあってはならない。法廷内の安全性や逃走防止は、被告人の人権を損なうことなく、他の方法で確保する工夫をするべきである。この点でも裁判員に対して予断、偏見を与えないようにし、公正な判決を実現する観点から、被告人の法廷内における環境について再考すべきである。

以 上